

三重県知事  
鈴木英敬 様

震災がれきの広域処理に関する緊急申入れ

平成24年8月8日  
特定非営利活動法人  
廃棄物問題ネットワーク三重  
代表理事 吉田ミサヲ  
三重県伊賀市木興町 1064-286  
電話・FAX 0595-21-3222

前略

猛暑のなかでの公務大変ご苦労様です。

私たちは、震災がれき処理に関し県民の不安を解消しない鈴木英敬知事の行動に対し、各種団体・個人の方々とこの一点での緊急申入れをするものです。野田政権が復興庁の発足を機に、宮城、岩手両県で発生した震災がれきの広域処理キャンペーンを一段と強力で推進し始めました。旗振り役の環境省は「がれきは安全」「復興の足かせになっている」と受け入れを迫るが、ほかに選択肢はないのでしょうか。広域処理は必要性、妥当性、正当性の観点から検討が必要です。下記の4項目に対して回答を求めるものです。

1、必要性について

「がれきがあるから復興がすすまない」と言う問題。環境問題の専門家などの説明では「被災地に何度も足を運んでいるが「がれきがあるから復興が進まない」という話は聞かない。被災地では、住宅再建や雇用の確保、原発事故の補償を求める声が圧倒的に多い。がれきは津波被害を受けた沿岸部に積まれるケースが多いが、そこに街を再建するかはまだ決まっていない。高台移転には、沿岸部のがれきは全く障害にならない。がれきが復興の妨げになっているかのような論調は、国民に情緒的な圧力を加えているだけ。」さらに岩手県、宮城県における震災がれきの発生量は、再精査の結果大幅に見直され下方修正された数値が5月に発表されています。それによれば、宮城県、岩手県ともに、広域処理対象分は大幅に少なくなり、既に両県内に設置されている仮設焼却炉により処理予定期限内（平成25年度末まで）に焼却処理は十分可能となっている事が分かっています。また、再精査の結果、岩手県内で当初より発生量が増加したものは、津波により汚染された水田土壌やがれきに付着した土壌など、広域処理には不向きな不燃物であることも岩手県知事の会見により明らかとなっています。従って、現状において、岩手県から三重県まで、災害廃棄物を大量に長距離輸送し、受け入れ自治体側の住民の合意も取れない状況で、受け入れることはまったく必要がないと思います。

それにより不要な税金をさらに投入することとなり適正な公金の使い方とは言えません。万一、岩手県内での処理が困難な場合でも、隣接の宮城県内では受け入れが可能だと思えます。

がれき全体の処理処分進捗率は全体で依然として 25%程度となっていることは事実ですが、発生した災害廃棄物（がれき）に占める広域処理対象分は 10%以下と極めて少なく広域処理よりも全体的な、がれきの処理を進めることが復興には不可欠です。環境省は、がれき全体の処理を当初から 3 年度で行う予定としており、その初年度平成 23 年度はがれきの撤去（仮置き場への移動）、2 年度目から処理処分としており、ようやく処理処分のための仮設焼却炉が 7 月から本格稼働する時期となっています。そして、宮城県・岩手県ともがれきの処理については、ゼネコンに一括発注を済ませています。このような、がれき全体の処理計画、それに基づく作業の進捗を十分理解すれば、税金の無駄となるような広域処理を安易に進める必要がない事は明らかです。ゼネコンへの発注には、既に多額の税金が投入されています。（23・24 年度の 2 年度ですでに 1 兆 8 0 0 億円が投じられています。）と述べています。鈴木知事は、現地の何処を視察して、「被災地には、がれきが山積みになったままだ。少しでも処理に協力したい。多くの県民も同じ思いだと信じている。・・中日新聞平成 24 年 7 月 14 日付け」この点の必要性に疑問があります。

## 2、広域処理の妥当性について

環境・安全面は住民が最も心配している点だ。環境省の広域処理ガイドラインでは、被災地からの搬出から受け入れまでに複数回、放射線量を測定することになっているが、いずれもサンプル調査。その精度については、同省も「サンプルを採取しなかった部分で、放射線量が高いところがないとは言えない」（適正処理・不法投棄対策室）と認めざるを得ない。測定を繰り返して安全性を強調しているが、実は非科学的である。がれきを全部測ることができないのは分かるが、公表されているデータでは、がれきのボリューム、採取方法、なぜサンプルが全体の線量を代表できるかの根拠が不明である。安全性について、鈴木知事は、何を根拠に安全と言われるのか。また、国は 8000 Bq/kg 以下であれば、通常の廃棄物と同様に管理型最終処分場に埋立処分をおこなっても問題ないとしているが放射性セシウムは非常に水に溶けやすく、すでに関東地域の処分場では 8000 Bq/Kg を大きく下回る廃棄物を埋立処分した結果、大雨により浸出水にセシウムが浸出し、排出基準を超過した例があると報じられています。降雨量の多い三重県において、多少でも放射性物質を含む災害廃棄物を通常の廃棄物と同様に処分場に埋立処分することは汚染物質の拡散に繋がる行為であり容認することは出来ません。

### 3、経済的妥当性について

放射性レベルが低いというのであれば、がれき処理専用の仮設焼却炉を現地に作って処理するのが最も効果的だと思います。雇用も生まれますし、高い輸送費をかけて日本中を持って行くのは、ばかっている。環境面・経済的妥当性からも考え直すことが必要。今回、三重県で受け入れると仮定した場合、いくら費用がかかるのかと想定しているのか、明らかにしてください。輸送費、分別、破碎等中間処理費、焼却処理費、埋立処理費用についてお示してください。それは、県が独自に負担する費用ですか。それとも国に負担を求めるのですか。特に、「三重中央開発」に埋立処理を委託する場合、トン当たりいくらで受け入れをしてもらうのでしょうか。明らかにしてください。国に求めるとすれば、すでに被災県ではゼネコンに処理を一括で発注していますので二重の公費支出となります。

### 4、地元意見の正当性について

震災がれきの広域処理問題で、伊賀市と名張市でつくる伊賀南部環境衛生組合（管理者亀井利克名張市長）が7月16日、伊賀市阿保の青山ホールで、ごみ処理施設周辺5地区を対象に行いました。住民説明会（約320名）では「不安の種は持ち込まないで」と受け入れに反対の声が大勢であり、内保博仁伊賀市長は「現在の協定では他の地域のごみは持ち込めない」と言う発言をしています。鈴木英敬知事は、地元の協定および事前の各市長にも打診をせず「三重中央開発」に受け入れ要請をすること事態、地元住民の声を聞かずワンマン的な行動と思います。市民の声を聞く民主的な行動をなぜ取らなかったのでしょうか。また、廃棄物の処理施設は焼却施設であれ埋立処分場であれ、通常の廃棄物の場合でも地域では大変な軋轢、紛争の末、ようやく合意を得ているものであることはご承知のとおりです。それにも拘わらず、そうした施設周辺に暮らす住民の意向も考慮せず、国から県、県から市町村へと地方自治、住民参加の手続きを無視して進められる今回の「広域処理」のあり方は、放射能レベルの問題以前に大きな問題を抱えており、地方自治体の長として見識のある判断をすれば、安易に受け入れるべき問題ではないはずです。実際のところ、新潟県の泉田知事は、国が推進する災害廃棄物の広域処理政策について、一つひとつ具体的な問題点を環境省に公開質問をしています。まとめとして、三重県が被災地を支援できることは瓦礫の受け入れだけではないはずです。被災地から避難している方々の受け入れ、被災地への直接的な支援などより多面的な有効な支援のあり方について、市民と協議し実行していくことがもとめられます。

以上4点について申入れを致します。回答期日は8月15日までをお願い致します。

草々

三重県知事  
鈴木英敬 殿

岩手県久慈市からの2000トン受け入れに関する申入れ

平成24年8月20日  
特定非営利活動法人  
廃棄物問題ネットワーク三重  
代表理事 吉田ミサヲ  
三重県伊賀市木興町1064-286  
電話・FAX 0595-21-3222

残暑お見舞い申し上げます。

連日の猛暑のなか県民生活の充実など公務にご尽力をいただき敬意を表します。先日申入れをいたしました。「震災がれきの広域処理に関する緊急申入れ」の回答時に下記の申入れも追加していただき、ご回答をお願い申し上げます。

鈴木英敬知事は八月七日、定例記者会見に臨み、震災がれきの広域処理について県は岩手県久慈市の二千トン割り当てられ、環境省から同日付で協力要請があると発表されました。「総論賛成、各論反対ということが三重県であってはならない。地元の方々に丁寧に繰り返して説明する必要があるが、不退転の覚悟でやっていく」と述べ、受け入れ実現への強い意思を重ねて示されました。

三重県松阪市の山中光茂市長は、「広域処理を受け入れてもらう必要はもうないと岩手県から責任ある回答を得ている」また「県の情報とは食い違っている」と8月7日に記者会見で発言をされています。さらに「県内では引き受け自治体も処理量も何も決まっていないのに被災地に対して迷惑を掛けることにならないか」とも話されました。(伊勢新聞平成24年8月8日)報道がありますが、①「現地久慈市とのやり取りで受け入れの必要がない。」と松阪市長が指摘している点について知事はどのように確認されたのか。②「県内で引き受け自治体も処理量も何も決まっていないのに被災地に対して迷惑を掛けることにならないか」と指摘されています。それとも受け入れ自治体も処理量も決まっているのでしょうか。

詳しくこの2点について、先の申入れで私たちは、受け入れ必要なしと反対表明しております。合わせてご回答をお願い申し上げます。以上